

令和 3 年 4 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 4 月 26 日 (月)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年4月26日(月)
午前9時00分開会 午前10時00分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第5号 農用地利用集積計画について
 - 議案第6号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者

事務局 3名

農業企画課 4名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 4 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 22 番水野敏久委員、同 23 番村松桂子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、13 日の書類説明会、農業委員による現地調査、19 日の農地審査会を経て、本日の総会まで

の間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

19日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として番号3番の農地所有適格法人の新規営農の案件と番号4番～9番の新規営農の案件について、19日の審査会にて実施した聞き取りの概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いたします。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

19日の農地審査会以降、4、5条関係におきましては特に変更、取下げ等はありません。

よろしくお願いたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページをご覧ください。

番号1番から10番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも 周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第2号、3ページをお願いします。

番号1番・2番の2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番です。隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番です。

詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。
続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から18番までの18件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第3号、4ページから6ページをお願いします。
番号1番～18番までの18件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題ありません。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、番号2番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾書を得た旨の記載がある案件は番号1番～3番・10番・11番・15番～18番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号4番～9番・12番～14番です。
一時転用については、番号18番が該当し3年間の一時転用計画で農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。
詳細につきましては、議案をご覧ください。
以上です。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第4号、7ページをお願いします。

番号1については、平成16年に車庫・物置を建設する許可を得ましたが、所有権移転後に転用者が死亡したため未施工のままとなっていました。今回、転用者の相続人が娘夫婦と一緒に住む住宅を建設するため転用目的を変更するものです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第5号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、3月23日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があつ

た所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、4 件 9 筆 10,714 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 6 号「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 6 号 10 ページをご覧ください。

議案第 6 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は畑作による経営です。特例農地の 2 筆は柿の栽培、1 筆は果樹の栽培です。

番号 2 番は施設園芸による経営です。特例農地の 1 筆はハウスにおける大葉の栽培、1 筆は畑の保全です。

番号 3 番は畑作による経営です。特例農地の 2 筆はえんどうの栽培です。

番号 4 番は畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の 4 筆はハウスにおけるトマトの栽培、1 筆は露地野菜の栽培です。

番号 5 番は水稲による経営です。特例農地の 3 筆は田の保全です。

番号 6 番は畑作による経営です。特例農地の 2 筆はみかんの栽培です。

この 6 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

以上で本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について事務局に説明をお願いします。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。議案の 11 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 13 番までの 13 件、及び 13 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 40 番までの 40 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出 で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出 でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番 2 番の 2 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

番号1番は農地法に定められた要件を満たしていますが、番号2番は要件のうち議決権要件と役員要件を満たしていませんが、要件を充足することが可能であり、充足する意向を確認しています。

次に20ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から4番までの4件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に21ページをお願いします。

報告第5号の番号1番及び2番までの2件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願出の内容及び添付書類を審査の上、4月23日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は宅地課税 番号2番は雑種地課税でした。

報告は以上です。

議長 報告事案についてはただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。(午前9時30分中断)

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。(午前9時35分再開)

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局 <連絡事項>

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前10時00分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年4月26日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(22番 水野 敏久 委員)

議事録署名者
(23番 村松 桂子 委員)